

調査の概要

1 調査の目的

事業所における若年労働者の雇用状況、若年労働者の就業に関する意識など若年者の雇用実態について、事業所側、労働者側の双方から把握することにより、若年者の雇用に関する諸問題に的確に対応した施策の立案等に資することを目的とする。

2 調査の範囲及び対象

(1) 地域 全国

(2) 産業 日本標準産業分類（平成 25 年 10 月改定）に基づく次の 16 大産業〔鉱業、採石業、砂利採取業、建設業、製造業、電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業、学術研究、専門・技術サービス業、宿泊業、飲食サービス業、生活関連サービス業、娯楽業（その他の生活関連サービス業のうち家事サービス業を除く。）、教育、学習支援業、医療、福祉、複合サービス事業、サービス業（他に分類されないもの）（外国公務を除く。）〕

(3) 調査対象

ア 事業所調査

対象となる上記（2）に掲げる産業に属し、5人以上の常用労働者を雇用する事業所のうちから、産業別、事業所規模別に層化し、無作為に抽出した事業所を調査対象とした。

イ 個人調査

上記アの事業所調査の対象の事業所において就業している若年労働者（15～34歳の労働者）のうちから無作為抽出した若年労働者を調査対象とした。

3 調査対象数、有効回答数及び有効回答率

(1) 事業所調査 調査対象数 17,112 事業所 有効回答数 9,455 事業所 有効回答率 55.3%

(2) 個人調査 調査対象数 29,955 人 有効回答数 19,889 人 有効回答率 66.4%

4 調査の対象期間及び実施期間

平成 30 年 10 月 1 日現在の状況について事業所調査は平成 30 年 9 月 22 日から 10 月 15 日までの間に、個人調査は平成 30 年 10 月 11 日から 11 月 30 日までの間に調査を実施

5 調査事項

(1) 事業所調査

事業所の属性、就業形態別労働者数、過去 1 年間における若年労働者の採用について、若年労働者を受け入れるために実施している又は実施予定（検討中）の制度、若年労働者の定着状況の変化、若年労働者の定着のための対策について、若年労働者に期待する勤続期間階級、若年労働者の育成について、正社員以外の労働者の正社員への転換について、学校・行政等に対する要望、フリーターについて

(2) 個人調査

個人の属性、働いている理由、職業能力の向上・習得について、資格・免許について、現在の就業状況について、今後の職業生活について、今後の就業についての希望、これまでの就業について

6 調査の方法

(1) 事業所調査

事業所票を厚生労働省から調査客体事業所に郵送し、調査客体事業所が記入した後、厚生労働省に郵送。

(2) 個人調査

厚生労働省が業務を委託した民間事業者が、回収事業所票から調査客体労働者数を算出し、事業所調査客体事業所に対して、郵送により調査客体労働者の抽出と個人票の配布を依頼。調査客体労働者が個人票に記入後、厚生労働省に郵送。

7 集計・推計方法

(1) 事業所調査

産業、事業所規模ごとに復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

(2) 個人調査

産業、事業所規模ごとに若年労働者の復元倍率を算出し、復元倍率を用いて集計した結果から構成比等を算出した。

8 調査機関

(1) 事業所調査 厚生労働省一報告者

(2) 個人調査 厚生労働省－厚生労働省が業務を委託した民間事業者－事業所調査客体事業所一報告者

9 利用上の注意

(1) 統計表の数値は、表章単位未満の位で四捨五入しているため、内訳の和が計の数値とは必ずしも一致しない。

(2) 複数回答(回答項目の選択肢について、該当する答えを複数個選択することが可能としているもの)では、内訳の和が計の数値を超える場合がある。

(3) 表章記号について

① 「0.0」は、該当数値はあるが、四捨五入の結果、表章単位に満たないものを示す。

② 「-」は該当数値がないことを示す。

③ 「・」は統計項目があり得ないことを示す。

④ 「…」は調査をしていないことを示す。

(4) 東日本大震災の影響により、前回平成 25 年調査では、原子力災害対策特別措置法に基づき警戒区域、計画的避難区域及び緊急時避難準備区域に設定された市町村を除外し、除外した市町村分の標本数については、県内の他地域から補完した。

(5) 前回平成 25 年調査の数値は再集計を行ったことから、過去に公表した数値と異なっている場合がある。

再集計については下記を参照。

https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/40-20_te31.html

10 主な用語の定義・解説

〔事業所調査〕及び〔個人調査〕の用語

(1) 若年労働者

調査基準日現在で満 15～34 歳の労働者をいう。

(2) 常用労働者

次のア、イのいずれかに該当する者をいう。

ア 期間を定めずに雇われている者

イ 1 か月以上の期間を定めて雇われている者

(3) 雇用形態

事業所において雇用されている労働者を「正社員」、「正社員以外の労働者」に区分している。

「正社員」とは、直接雇用関係のある雇用期間の定めのない労働者のうち、正社員・正職員等とされている者をいう。

「正社員以外の労働者」とは、直接雇用関係のある労働者のうち、正社員・正職員等とされている者以外の者をいう。（例 パート・アルバイト、契約社員等）

なお、労働者に関する統計表の表側区分においては、「正社員以外の労働者」を「正社員以外」と表記している。

(4) 若年正社員

若年労働者のうち正社員の者をいう。

(5) 新規学卒者

学校卒業後 3 年以内の者であって、新規学卒者採用枠で採用された者をいう（在学中を除く）。

(6) 中途採用者

採用された者のうち、新規学卒者以外の者をいう（在学中を除く）。

(7) 就業形態

事業所において雇用されている労働者を「フルタイム」、「短時間」に区分している。

「フルタイム」とは、正社員と 1 日の所定労働時間と 1 週の所定労働日数が同じ労働者をいう。

「短時間」とは、フルタイムより 1 日の所定労働時間が短い者及び 1 日の所定労働時間がフルタイムの労働者と同じで 1 週の所定労働日数が少ない労働者をいう。

(8) フリーター

この調査でフリーターとは家業（自営・農業等）、通学または家事のいずれも行っていない 15～44 歳の者で、かつ事業所の応募前の 1 年間に、就職はしていたが、勤め先における呼称がアルバイト又はパートである者をいう。

(9) 実労働時間数

労働協約、就業規則等で定められた正規の始業時刻と終業時刻の間の労働時間数（休憩時間、有給休暇取得分を除く。）と、早出、残業、臨時の呼出、休日出勤等の労働時間の合計をいう。